

資料編

資料編

資料1 策定経過

● 総合計画策定プロジェクトチーム会議

第1回	令和5年12月12日	第5次施策評価
第2回	令和5年12月26日	第5次施策評価
第3回	令和6年4月24日	基本構想（案）
第4回	令和6年5月20日	基本構想（案）
第5回	令和6年7月11日	基本構想（案）
第6回	令和6年11月6日	基本計画（案）

● 総合計画幹事会

第1回	令和6年5月10日	基本構想（案）
第2回	令和6年5月17日	基本構想（案）
第3回	令和6年7月19日	基本構想（案）
第4回	令和6年11月13日	基本計画（案）
第5回	令和7年1月29日	基本計画（案）

● 総合計画審議会

第1回	令和6年2月20日	諮問
第2回	令和6年5月29日	基礎調査報告、基本構想（案）
第3回	令和6年7月31日	基本構想（案）
第4回	令和6年11月28日	基本計画（案）
第5回	令和7年2月13日	基本計画（案）
第6回	令和7年3月24日	答申

● 庁議

令和5年4月3日	策定方針
令和5年4月10日	策定方針
令和7年4月15日	総合計画（案）
令和7年4月30日	総合計画（案）

● アンケート調査

町民アンケート	対象 15歳以上の町内在住者2,500人 有効回答数 998件、回答率 39.9%
中高生アンケート	対象 基山中学校・東明館中学校・東明館高等学校の生徒800人 有効回答数 640件、回答率 80.0%
町外アンケート	対象 ① 福岡市、久留米市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市、佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、 上峰町、みやき町 在住者10,000人 ② ①のうち基山町訪問経験者1,030人
職員アンケート	有効回答数 187件

● 住民ワークショップ

第1回	令和6年2月3日	アンケート結果から基山町を考える 参加者：42名
第2回	令和6年2月14日	基山町の課題 参加者：52名
第3回	令和6年2月22日	基山町の将来像 参加者：44名
第4回	令和6年2月29日	将来像実現のために必要なこと 参加者：44名

● 団体ヒアリング

令和6年1月～2月	まちづくり団体・グループ22団体
-----------	------------------

● 町民説明会・意見交換会

令和6年8月8日	基本構想（案） 参加者：14名
令和6年12月17日	基本計画（案） 参加者：20名

● パブリックコメント

令和6年12月18日 ～ 令和7年1月14日	総合計画（案）
令和7年2月15日 ～ 令和7年3月14日	総合計画（案）

● 議会

令和5年10月2日	議会全員協議会 計画策定概要
令和6年8月6日	議会全員協議会 基本構想（案）
令和6年12月13日	議会勉強会 基本計画（案）
令和7年6月6日	令和7年第2回定例会 基本構想及び基本計画議案上程
令和7年6月9日	令和7年第2回定例会 第6次基山町総合計画特別委員会設置
令和7年12月12日	令和7年第4回定例会 基本構想及び基本計画議案可決

資料2 基山町総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	団体名	分野	任期	備考
町民	田 口 英 信	商工会会長	商工事業者	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	尾 石 清 孝	区長会会長	地域コミュニティ	令和6年2月1日～ 令和6年3月31日	
	坂 本 弘	区長会会長	地域コミュニティ	令和6年4月1日～ 令和7年3月24日	
	平 野 かすみ	民生委員児童委員協議会 副会長	福祉	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	内 山 哲 夫	消防団団長	安心安全防災	令和6年2月1日～ 令和6年3月31日	
	天 本 博 已	消防団団長	安心安全防災	令和6年4月1日～ 令和7年3月24日	
	日 高 紀 子	社会福祉協議会事務局長	高齢者	令和6年2月1日～ 令和6年3月31日	
	毛 利 博 司	社会福祉協議会事務局長	高齢者	令和6年4月1日～ 令和7年3月24日	
	神 原 玄 晃	観光協会副会長	町民活動団体	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	平 野 守	農業委員会会長	農業者	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	天 本 直 美	基山中学校PTA副会長	子ども・子育て	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	宮 本 浩 子	文化協会会長	文化	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	永 尾 浩 一	体育協会理事長	スポーツ	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	山 本 頼 子	人権擁護委員	人権	令和6年7月1日～ 令和7年3月24日	
	稲 毛 あゆみ	一般公募	町民	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	
	江 藤 裕 子	一般公募	町民	令和6年2月1日～ 令和6年6月21日	
橋 本 高 志	一般公募	町民	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日		
学識経験を有する者	森 田 昌 嗣	九州大学名誉教授	学識経験者	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	会 長
	土 肥 勲 嗣	熊本大学大学院 人文社会科学部研究部講師	学識経験者	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	副会長
	松 本 孝 之	経済産業省九州経済産業局 地域経済課長	学識経験者	令和6年2月1日～ 令和6年3月31日	
	平 川 伸 子	経済産業省九州経済産業局 地域経済課長	学識経験者	令和6年4月1日～ 令和7年3月24日	
	井 崎 和 也	佐賀県政策部政策企画監	学識経験者	令和6年2月1日～ 令和6年3月31日	
	藤 崎 広 子	佐賀県政策部政策企画監	学識経験者	令和6年4月1日～ 令和7年3月24日	
	天 野 昌 明	前鳥栖市教育長	学識経験者	令和6年2月1日～ 令和7年3月24日	

昭和47年4月1日条例第11号

改正

昭和47年6月22日条例第16号
 昭和58年7月1日条例第17号
 平成6年7月1日条例第17号
 平成13年12月28日条例第22号
 平成13年12月28日条例第23号
 平成13年12月28日条例第34号
 平成16年12月21日条例第16号
 平成17年3月31日条例第7号
 平成20年3月24日条例第1号
 平成23年3月25日条例第2号
 平成26年12月12日条例第27号
 令和3年12月17日条例第17号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、基山町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、基山町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)町民 13人

(2)学識経験を有する者 5人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事項を分掌させるために審議会に部会を設けることができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部長は部委員の互選により定める。

3 部長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部長に事故あるときは、その部会に属する委員のうち部長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第8条 計画に関する専門の事項を審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(幹事)

第9条 計画に関する所掌事務に従事させるため、審議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(会議録)

第11条 会長は、会議ごとに会議録を作成し、委員2人以上とともに署名しなければならない。

(答申)

第12条 会長は、審議会が町長の諮問事項を決議したときは、速やかに会議録を付して町長に答申しなければならない。

(報酬等)

第13条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年条例第29号)の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第22号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月21日条例第16号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第7号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月12日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

基金第521号
令和6年2月20日

基山町総合計画審議会 会長 様

基山町長 松田 一也

第6次基山町総合計画に関する諮問について

基山町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第6次基山町総合計画の策定に関し、貴会の意見を求めます。

記

諮問事項 ・ 第6次基山町総合計画に関する事項

令和7年3月24日

基山町長 松田一也 様

基山町総合計画審議会
会長 森田昌嗣

第6次基山町総合計画について（答申）

令和6年2月20日付け基企第521号で諮問のあった第6次基山町総合計画に関する事項について、当審議会において審議した結果、基山町総合計画審議会条例第12条の規定により、別添原案に下記の意見を付して答申します。

記

- 1 子どもからプラチナ世代まで誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、基山町に住みたい、住み続けたいと思えるまちの実現に向け、本計画に基づく施策を計画的かつ着実に推進すること。
- 2 多様化する町民ニーズに対応するため、町民と情報を共有し、さまざまな意見を把握し、協働のまちづくりを進めること。
- 3 町民が町政に参画できる機会の充実を図るとともに、若い世代の地域活動への参加を促進し、地域の新たな担い手の育成、確保へとつなげること。
- 4 本計画の内容を分かりやすく、イメージしやすい方法で周知を図り、多世代共創によるまちづくりの推進に努めること。
- 5 計画の進捗を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行うこと。

議案第28号

第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

次のとおり第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年条例第13号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

基山町長 松田 一也

第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画 別冊

提案理由

第5次基山町総合計画の計画期間が令和7年度で終了するため、計画期間を令和8年度から令和17年度までとする第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

令和7年12月5日

基山町議会議長 末次 明 様

基山町長 松田 一也

令和7年議案第28号の訂正請求書

令和7年6月6日提出した事件は、下記の理由により別紙のとおり訂正したいので、基山町議会会議規則第19条の規定により請求します。

記

件 名 第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

理 由 第6次基山町総合計画特別委員会での協議の結果、第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画の記載事項の文言や表現の訂正を行うため。

資料7 第6次基山町総合計画特別委員会

第1回	令和7年6月13日	委員長の選任、委員会開催計画について
第2回	令和7年6月26日	総合計画基本構想及び基本計画についての説明
第3回	令和7年7月14日	総合計画基本構想及び基本計画について審議
第4回	令和7年8月8日	総合計画基本計画について審議
第5回	令和7年8月19日	総合計画基本計画について審議
第6回	令和7年9月26日	総合計画基本構想及び基本計画について審議
第7回	令和7年10月30日	総合計画基本構想及び基本計画について審議
第8回	令和7年12月8日	総合計画基本構想及び基本計画について審議、委員長報告確認

基議総合特第268号
令和7年12月12日

基山町議会
議長 末次 明 様

第6次基山町総合計画特別委員会
委員長 天本 勉

第6次基山町総合計画特別委員会審査報告書

議案第28号 第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

本委員会は、令和7年6月9日付け付託を受けた上記の議案に対し、令和7年6月13日から12月8日までに8回の審査を重ねた。その過程において、令和7年12月5日に町長より議案の訂正請求があり、令和7年12月8日の本会議において許可された。

訂正後の議案を慎重に審査をした結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告する。

記

第6次総合計画の審査において、この計画が住民の意見をどのような手法で聴取し、意見をどのように反映させたかなどの策定方法について質したところ、職員によりプロジェクトチームを作り、素案作成を行った。その後、町民アンケート、パブリックコメントなどにより住民意見を把握し、住民代表、学識経験者で構成する審議会でも審議を重ね策定に至ったとの説明を受けた。

次に、本計画の基本的な考え方については、第5次総合計画後期のコロナ禍からの健全な回復の流れを引き継いでいくことや、基山（きざん）基肆城に自信と誇りを持っていただく「kiyamaプライド」の考え方が必要ではないか。今後、人口年齢層も変化していくことから時代に合った対策が必要だという視点で様々な施策につながる形で策定したとの説明を受けた。

当委員会としては、基本構想が10年計画であることから中間年次での計画の進捗に対する評価等を行い、必要に応じ見直しも検討すること。今後の行政事務の効率化は生成AI等の技術進歩により大きく変化することが予想されるため長期的な展望も加える必要がないかなど、様々な意見が出された。

基本計画では、子育て支援・プラチナ世代支援・農林業支援・移住定住支援

等の各種支援事業など、本計画に基づく施策を計画的に推進すること。

このため、町民と情報を共有し様々な意見の把握に努めることで、本計画に示された協働のまちづくりが着実に進むように提案した。特に町民の知識や経験を生かす地域の取組は、町民が参画できる機会の充実を図るとともに、若い世代の地域への参加を促進し、求められている支援事業を実施することが必要である。

審査の中では、第5次総合計画で取組んだ文化財保護等の歴史に関する部分が第6次総合計画では、基山町歴史的風致維持向上計画の推進へ重点が、おかれていることから、計画について説明を求めたところ、町の歴史は長崎街道などもあるため、様々な歴史の周知活動にも取組みつつ文化財保護の面も今後、発掘調査等を進めることで、町民へ歴史的遺産の周知に努めていくとの説明を受けた。また、計画書全体では町民にわかりやすい表現や誤解を招かない内容となることに留意しながら、変更や追加の必要性を検討し、その都度、協議することで意見をまとめ、審査を終了した。

以上の審査を経て今回の決定に至ったことを報告する。

資料9 語句説明

語句	説明
あ行	
ICTリテラシー	コンピュータやインターネットの仕組みなどのICT（情報通信技術）について、正しく適切に利用、活用できる能力のこと
アクセシビリティ	高齢者や障がいのある方など、すべての人が機器やサービス等を円滑に利用できること
アダプト・プログラム	道路や公園などの公共施設を「子ども」に見立て、町民が親代わりとなって清掃や草刈りなどの管理を行うこと
インバウンド	日本の観光業界における外国人の訪日旅行や訪日した外国人旅行者
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。代表的なものに、Facebook、X（旧Twitter）、LINE、YouTubeなどがある
LGBTQ+	Lesbianレズビアン（女性同性愛者）、Gayゲイ（男性同性愛者）、Bisexualバイセクシュアル（両性愛者）、Transgenderトランスジェンダー（身体の性と性自認が一致しない人）、Questioningクエスチョニング/Queerクィア（性的志向や性自認が明確ではない、もしくは意図的に定めていない人）の頭文字をとった略語で、性的少数者を表す総称の一つ。それ以外の多様な性のあり方を包括する意味で「+（プラス）」を付けて表す言葉
オーガニック	化学肥料や農薬、遺伝子組み換え技術などを用いずに、自然の恵みを活かして生産された農林水産物や加工方法、製品のこと
オキナグサ	オキナグサ（翁草）は絶滅危惧種に指定されており、日当たりのよい草原や林縁に生える多年草。基山町では、基山（きざん）山頂に自生している
か行	
学校運営協議会 （コミュニティ・スクール）	学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み
管渠	給水や排水を目的として作られた水路や管路の総称
関係人口	移住や観光ではなく、地域と多様な形で関わる人々
キャッシュレス	現金（キャッシュ）を使わずに電子マネーやクレジットカードなどで支払うこと
基山ふるさと名物市場	基山町特産のエミュー商品や農産物などがそろう、九州自動車道基山パーキングエリア上りにある直売所
教育支援センター （まいるーむ）	小中学校を長期で休んでいる子どものために、学籍のある学校とは別の場所に教育委員会等が用意した公的機関。不登校の状態にある児童生徒のための自立を支援する場所
コト消費	物（モノ）の所有よりも、体験（コト）そのものに価値を感じる消費行動のこと
さ行	
自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織
シティプロモーション	地域の魅力を発信してイメージを向上させ、地域経済の活性化を図る活動のこと
ジビエ	狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉で、基山町ではイノシシとエミューの肉を「ダブルジビエ」として活用している

語句	説明
小規模特認校制度	学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細かな指導や特色ある教育を行うもの
スマート交通	ICT（情報通信技術）などの先端技術を活用し、交通の効率化、安全性向上、環境負荷低減をめざす次世代交通システムのこと
生活支援コーディネーター	「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、高齢になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、地域で支え合う体制づくりを進める人のこと
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方を法律的に支援する制度
ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることをめざす地方自治体のこと。基山町では、令和4年2月に宣言した
Society 5.0	日本が提唱する未来の社会像でICT（情報通信技術）などを活用し、社会のさまざまな問題を解決し、豊かな生活を実現する社会
た行	
多世代共創	基山町の立地や暮らしから感じられる“ちょうどいい”まちの雰囲気の中で、あらゆる世代が個々に輝き、交流し、新たな価値を生み出すこと
地域共生社会	年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会
地域計画	地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」を法定化し、地域での話し合いによりめざすべき将来の農地の利用を明確化した計画のこと
地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う場所
DV	domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革すること
デジタルサポーター	スマートフォン操作の簡単な相談対応や使い方を教える活動を行う町民のこと
デジタルデバイド（情報格差）	デジタル技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差のこと
デマンド交通	路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で、利用者の予約に応じて運行する地域公共交通のこと
な行	
ながらパトロール	日常生活の中で、「買い物しながら、散歩やジョギングをしながら」など、何かをしながら防犯の視点を持って地域を見守る活動のこと
は行	
パブリックコメント	計画等の策定過程において、案を公表し、町民の意見等を募集する制度
PFI	公共事業の設計や建設、維持管理、運営などに民間の資金や技術、経営能力を活用する手法
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）とが会員となり、地域で子育てを助け合うための事業
プラチナ世代	基山町では、65歳以上のこれからも輝き続ける世代のこと
フレイル	加齢によって心身機能が低下した状態
法定外公共物	里道や水路などの道路法や河川法などの法律が適用されない公共物

語句	説明
ま行	
モビリティサービス	自動車による移動や運搬に関するサービスの総称で、カーシェアリングサービスや自動車以外の公共交通サービスも含まれる
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと
U I Jターン	Uターン（地方から都市部へ移住した人が再び地方へ戻ること）、Iターン（都市部で生まれ育ち、都心で就職した後、地方に移住して働くこと）、Jターン（地方から都市部へ移住し就職した後、故郷のほど近いところに戻る）の頭文字を組み合わせた言葉で、住んでいる地域から移住すること
要保護児童対策地域協議会	子どもに関係する機関等により市町村に設置され、要保護児童の適切な保護、支援等を行う協議会
ら行	
レファレンス	利用者の疑問や相談に対して、図書館の資料や情報源を駆使して調べものや資料探しのお手伝いをするサービスのこと
六次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等との一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと

第6次基山町総合計画

発行：令和8年3月

編集・発行：基山町 企画政策課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

電話：0942-92-2188